

## 第2章 『次の内閣』の活動

# 9 文部科学

文部科学部門では、チルドレンファーストで人への投資をさらに推進し、就学前教育から高等教育まで、保護者の経済状況によらず教育を受ける環境を整えるため、活発な議論を進めた。

また、4年後の東京オリンピック・パラリンピックを成功に導くため具体的な提案を行った。

### 若者の政治参加促進

18歳選挙権の実現を直前に控え、若者の政治参加や主権者教育推進に関心が集まった。

文部科学省は、2016年1月に生徒指導関係者向けQ&A(「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(初等中等教育局長通知))を作成し、関係者に配布した。しかし、高校生が休日や放課後に政治活動に参加する際に、事前の学校への届け出制も認める内容等も含まれており、政治参加の推進ではなく抑制とも取れるものであった。

民進党は、主権者教育とは現実に起きている課題について自ら考え、行動することができるようにするための教育であり、国や文部科学省が必要以上の干渉や抑制をすべきではないと考え、委員会や部門会議で鋭く追及した。

### 給付型奨学金の創設に向けて

現在国の制度としての奨学金は貸与型のみである。大学や大学院を出ると同時に借金を背負い、返還に苦しむ人も少なくない。190回通常国会では、学生や返還当事者からの声が大きくなり、給付型奨学金創設を求める機運が高まった。

民主党・維新の党統一会派は、かねてより経済的な理由で進学を諦めることのないよう、高校

の完全無償化や高等教育における授業料減免、無利子奨学金の拡充を訴えてきた。さらに、給付型奨学金を早急に創設すべきとして、2016年3月には平成28年度予算の組み替え動議を提出したが、否決された。その後も、部門会議で給付型奨学金の創設に向けた具体的検討を進めた。

### 先端科学技術に関する研究者ヒアリング

190回通常国会では、「人工知能技術」、「再生医療」、「革新材料」について、現状や実用化に向けた取り組み、未来の構想などを世界の先端的研究を行う研究者よりヒアリングした。

科学技術の発展は、我が国の持続的発展や地球規模の諸問題の解決に必要不可欠である。支援の拡充、基金化などの制度構築、運用改善を行い、政策・立案をさらに進めていく。

### オリンピック・パラリンピック準備推進法案

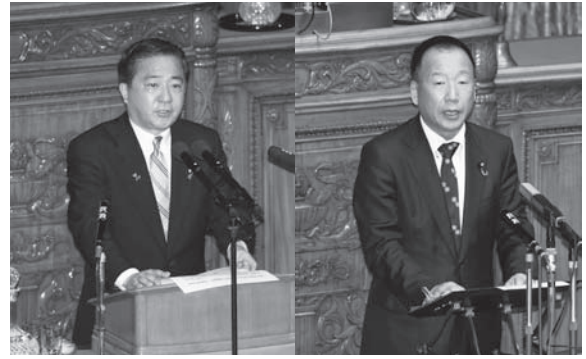
新国立競技場建設をめぐることは、政府の説明が二転三転し、その対応は都民・国民にとって到底納得できるものではなかった。また、その後もエンブレム決定における問題、さらには聖火台設置問題が発生したが、説明の内容とともに、責任の所在が明確ではなく、誰も全貌をつかめていない状況が明らかになるばかりであった。

そこで民主党・維新の党統一会派は、情報公開と透明性確保を進めるため、「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案」(オリンピック・パラリンピック準備推進法案)を3月22日に衆議院に提出した。

与党と協議の結果、大会費用の見積もりの項



2016.3.22 オリンピック・パラリンピック準備推進法案を衆議院に提出



2016.3.31,4.22 閣法「JSC 法・toto 法改正案」について衆参本会議で質問

目等が削除されたものの、国会報告を義務付ける点は合意を得た。民進党は提出案を取り下げ、衆議院文部科学委員長提案により全会一致で成立した。

### J S C・toto 法改正案への対応

政府は、新国立競技場建設の財源を確保するために、スポーツ振興くじ「toto」の売上金額について、競技場に充てる割合を引き上げ、東京都の負担を定める「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案」を190回通常国会に提出した。

「toto」の売上げ向上策や競技場運営の考え方など懸念される事項もあったことから、本会議での質問や委員会審議を慎重に進めた。民進党は、①先に提出したオリンピック・パラリンピック準備推進法案について与野党で協議を行い成立の見込みが立った、②建設費負担の国と都の取り決めは必要であり、さらなる国立競技場の建設財源確保の必要性は明らかである、ことから附帯決議を付した上で賛成し、同法案は成立した。

### 国立大学法人法改正案への対応

指定国立大学法人制度を創設し、国立大学法人等の資産の有効活用を図るため、政府は「国立大学法人法の一部を改正する法律案」を提出した。

民進党は、大学全体の在り方や、法令改正や基準見直し等で対応する授業料設定の弾力化等の進め方、地方大学と地方の活性化をどのように検討するのかなどの疑問点を質疑の中で確認し

た。その結果、附帯決議を付すことを条件に賛成し、同法案が成立した。

### フリースクールへの支援と夜間中学の拡充

190回通常国会において、民進党は、自民、公明、おおさか維新と4党共同で、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」を衆議院に提出した。

同法案は、教育基本法や児童の権利条約等の趣旨に基づき、すべての子どもの教育機会を確保するため、環境整備や必要な支援を行うものである。不登校の子どもへの支援や学校環境の整備、フリースクールへの支援、夜間中学等での就学機会の提供等を定めている。

法案策定にあたっては、不登校の子どもへの支援を法律で定めることでかえって子どもに不利益を及ぼすのではないかなどの懸念があった。民進党では、子どもの意思を尊重して、主体的な選択のもとに支援が行われるような配慮をすべきであるとして慎重な議論を続け、懸念事項については、委員会質疑で明らかにするとともに附帯決議で確認し、法案成立後は、文部科学大臣が作成する基本指針や検討状況を注視していくとしていた。しかし、国会会期との関係で審議に至らず、衆議院で継続審議となった。

### 通学路の安全対策強化に向けて

これまで民主党・維新の党が共同で複数回提出してきた「児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案」は、与党と協議を行ったが折り合いがつかず、190回通常国会では法案の提出には至らなかった。